別紙

御意見	御意見に対する回答
フルララネルについては、有機フッ素化合物であり、悪用（人体を対象とした攻撃目的での使用）の不安があるので、指定医薬品にはしておいた方が良いのではないかと考える。	指定医薬品は薬理作用が非常に激しく使用方法の難しいもの、品質の経時変化が著しいもの、その医薬品の有する化学的性質及び薬理的性質を十分に知らなければ危険性の大きいもの等、特にその取扱いについて高度な薬学の知識を必要とするものを指定しております。 フルララネルについては構造として有機フッ素化合物に該当はするものの、フルララネルの内用剤については承認申請に添付された製剤及びフルララネルの毒性に関する資料等から、このどれにも当てはまらないと判断されました。 そのため、フルララネルの内用剤は指定医薬品として指定する必要は無いと判断いたしました。